

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

| | | |
|--------------|---|------------|
| No | 32 | 府省庁名 経済産業省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他() | |
| 要望項目名 | 避難解除区域等に係る特例措置（福島再開投資等準備金）の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大等 | |
| 要望内容 (概要) | <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <ul style="list-style-type: none"> ・「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（平成28年8月31日 原子力災害対策本部・復興推進会議決定）」により、帰還困難区域のうち、5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定・整備されることされた。 ・帰還困難区域に設定される復興拠点については、市町村が復興拠点等を整備する計画を県と協議のうえで策定し、国の計画認定を受けることとされており、整備に当たっては、除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に行い、整備が概ねできた段階で、当該地区の避難指示を解除することとしている。また、拠点設定の際には、復興拠点等への立ち入り規制等について必要な見直しを行うとともに、復興拠点等において、事業者等が事業所の再開又は新設を伴う事業が実施できるよう、事業実施の要件の見直しを行うこととしている。 ・これらを踏まえ、現在、避難解除区域等（※）に適用されている税制上の特例（福島再開投資等準備金）の対象区域を、帰還困難区域内に設定される復興拠点等に拡大する。 <p>※ 避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、企業分割を行った場合に福島再開投資等準備金を引き継げるようとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の内容 <p>以下の現行制度について、帰還困難区域内に設定される復興拠点等へ適用する。</p> <p>福島県知事の認定を受けた事業者（※1）が、企業立地促進区域（※2）において事業再開するために準備金を積み立てた場合、その積立額を損金算入（投資予定額を限度）できる。</p> <p>また、準備金を取り崩して避難解除区域等内で再開投資を行った事業年度において、特別償却（機械・装置100%、建物・構築物25%）を可能とする。</p> <p>※1 避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の対象となった区域内に、平成23年3月11日当時、本店又は主たる事業所を有していた事業者</p> <p>※2 企業立地促進区域：避難解除区域等内の区域のうち、企業の新規立地を促進すべき区域</p> | |
| 関係条文 | <ul style="list-style-type: none"> ○福島復興再生特別措置法第25条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の3の2、第18条の8、第26条の8 ○地方税法第23条第1項第4号、第72条の18、第72条の23、第292条第1項第4号 | |
| 減収見込額 | [初年度] 精査中 (精査中) [平年度] 精査中 (精査中) [改正増減収額] 一 (単位：百万円) | |

| | |
|---------------------|--|
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（平成 28 年 8 月 31 日 原子力災害対策本部・復興推進会議決定）」において、帰還困難区域のうち、5 年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備することとした。 ・また、国道 6 号線をはじめ、広域的なネットワークを構成する主要道路（これに接する部分や常磐道の追加インターチェンジを含む）について、安心して通行又は利用できるよう、除染等の整備を行うこととした。 ・拠点設定の際は、復興拠点等において、事業者等が事業所の再開又は新設を伴う事業を実施できるよう、事業実施の要件の見直しが行われる予定である。 ・これらの政府方針を踏まえ、今後実施される復興拠点等の整備を行う。 ・また、避難解除区域等及び復興拠点等へ帰還を希望する事業者が企業分割を行った後も、将来の当該区域での事業再開を支援する。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興拠点等における除染及びインフラ整備等や避難指示解除を見据えた環境整備等を行うため、復興拠点等では、避難者による事業所の再開を伴う事業実施が見込まれる。 ・「避難解除区域等」では、事業所の再開を伴う事業実施を加速化するための特例措置が設けられているが、「帰還困難区域」は原則、立ち入りが制限されているため、課税の特例が適用されていない。 ・そこで、現在、避難解除区域等に適用されている税制上の特例（福島再開発等準備金）を帰還困難区域に設定される復興拠点等へ拡大する必要がある。 ・また、避難解除区域等及び復興拠点等へ帰還を希望する事業者が企業分割を行った後も、事業再開の準備行為を支援する必要がある。 |
| 本要望に 対応する 縮減案 | — |

| | | |
|-----|------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>■原子力災害からの福島復興の加速に向けて（平成 25 年 12 月閣議決定、平成 27 年 6 月改定）</p> <p>3. 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取り組みを拡充する。</p> <p>（2）事業・生業の再建・自立、生活の再構築のための取り組みの充実</p> <p>②事業・生業の再建、自立や働く場の確保のための支援策</p> <p>被災事業者等の事業・生業の再建・自立、転業、新事業実施や、資金繰り、事業再生、経営安定・改善等に係る施策を効果的に支援する。（中略）</p> <p><u>加えて、平成 27 年度に創設された福島再開投資等準備金を活用し、避難指示のあった区域における事業再開を支援していく。</u></p> |
| | | <p>■「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本指針（平成 28 年 3 月閣議決定）</p> <p>2. 各分野における今後の取り組み</p> <p>（4）原子力災害からの復興・再生</p> <p>⑤事業・生業や生活の再建・自立に向けた取り組みの拡充</p> <p><u>避難指示等の対象である 12 市町村に置かれた厳しい事業環境に鑑み、福島相双復興官民合同チームの個別訪問などを踏まえつつ、事業や生業の再建、帰還後の生活の再構築へ向けて、地元ニーズや広域的視点を踏まえた支援策を充実させる。</u></p> |
| | | <p>■経済産業省政策評価体系</p> <p>4. 中小・地域 4-5 福島・震災復興</p> |
| | 政策の達成目標 | 復興拠点等の整備等 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | — |
| | 同上の期間中の達成目標 | 政策の達成目標に同じ |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | — |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 本特例措置が適用されることで、帰還困難区域に設定される復興拠点等において、平成 23 年 3 月 11 日時点で所在していた事業者が事業再開等を行うことにより、復興を加速する原動力となる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | — |

| | | |
|--|---|---|
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 帰還困難区域に設定される復興拠点等については、事業活動が可能となることから、避難解除区域等と同等の税制の取扱いをすることが妥当である。 |
| 税負担軽減措置等の適用実績 | | 福島再開投資等準備金が適用された件数： 4 件（平成 28 年 6 月末現在） |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | — | |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | 本特例措置により、4 件の事業者が帰還して事業を再開する予定。 | |
| 前回要望時の達成目標 | 帰還者数や帰還事業者の増加 | |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | 本特例措置により、4 件の事業者が帰還して事業を再開する予定であり、帰還者数や帰還事業者の増加に寄与している。 | |
| これまでの要望経緯 | 平成 27 年度 「福島再開投資等準備金」制度の創設 | |